

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年10月18日
【届出者の氏名又は名称】	堂島汽船株式会社
【届出者の住所又は所在地】	大阪府大阪市北区堂島二丁目3番8号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	06-6341-0891
【事務連絡者氏名】	株式会社富洋海運 執行役員 笹島 貴臣
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	堂島汽船株式会社 (大阪府大阪市北区堂島二丁目3番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、堂島汽船株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、兵機海運株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

兵機海運株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者株式の保有及び管理等を目的として設立された株式会社であり、1974年9月に設立された外航海運を主たる事業とする株式会社富洋海運(以下「富洋海運」といいます。)がその議決権の100%を所有する完全子会社であり、公開買付者は、本書提出日現在において、対象者の株主名簿の閲覧請求等の対象者の株主としての権利行使の可能性を確保する観点から、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を100株(所有割合(注1):0.01%)所有しており、公開買付者の完全親会社である富洋海運は、本書提出日現在、対象者株式14,000株(所有割合:1.17%)を所有しております。

(注1) 「所有割合」とは、対象者が2024年8月9日に公表した2025年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2024年6月30日現在の発行済株式総数(1,224,000株)から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(33,849株)から対象者が2024年7月19日に公表した「取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分の払込完了に関するお知らせ」(以下「自己株式処分リリース」といいます。)に記載の2024年7月19日付で処分された自己株式数(6,800株)を控除した自己株式数(27,049株)を控除した株式数(1,196,951株)に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じとします。

今般、公開買付者は、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の一部(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者の株式を、公開買付者及び富洋海運の所有割合を合わせて20%を下回る範囲で可能な限り多く所有する株主の立場となることにより、対象者との早期の資本業務提携に向けた発言力の強化を目的として、2024年10月17日付けで、本公開買付けを開始することを決定いたしました。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、上記の通り、対象者との早期の資本業務提携に向けた発言力の強化という目的に照らし、公開買付者及び富洋海運を併せた所有割合を少しでも増加させることを企図していることから、買付予定数の下限は設定しておりません。買付予定数の上限については、対象者との資本業務提携のための発言力を強化していくためには、可能な限り対象者株式を所有することが望ましいと考える一方で、対象者の経営の独立性を維持する観点から、対象者を公開買付者又は富洋海運の持分法適用関連会社とすることまでは企図していないことから、議決権比率に換算して、公開買付者及び富洋海運の所有割合を併せて20%を下回る株式の取得に留めることが望ましいと考えました。具体的には、対象者決算短信に記載された2024年6月30日現在の発行済株式総数(1,224,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(33,849株)から自己株式処分リリースに記載の2024年7月19日付で処分された自己株式数(6,800株)を控除した自己株式数(27,049株)を控除した株式数(1,196,951株)に係る議決権の数(11,969個)に19.00%を乗じた数(2,274個、小数点以下切下げ)から、本書提出日現在、公開買付者及び富洋海運が所有する対象者株式(14,100株)に係る議決権の数(141個)を控除した議決権の数(2,133個)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた数である213,300株(所有割合:17.82%)を、買付予定数の上限に設定しました。したがって、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の上限(213,300株)以下の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うこととし、当該上限を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

なお、富洋海運は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程 (iii) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の通り、2024年4月17日付で対象者に対して資本業務提携契約の締結に係る提案を行っておりますが、対象者取締役会より、同年6月4日付で当該提案について全取締役一致でこれを辞退する旨の回答を書面で得ております。かかる状況を踏まえ、公開買付者は、本公開買付けの実施に先立ち、対象者と本公開買付けに関する協議を行ったとしても、事前に同意をいただける見込みはなく、本公開買付けに先立ち対象者に接触することのメリットが小さい一方で、公開買付者が本公開買付けを検討している事実を知る関与者が増加すると、情報開示・漏洩等により対象者株式の市場価格が上昇するリスクが増大することになるデメリットが大きいものと考えたことから、対象者と本公開買付けに関する協議は行っておらず、本書提出日以降、公開買付者から対象者に対して接触する予定もございません。したがって、本書提出日現在、公開買付者は、対象者が本公開買付けに賛同する旨の意見表明を受けておりません。

また、対象者株式の市場内取引の平均売買高が少ないことから、市場買付けによって公開買付者が望む割合の対象者株式を合理的な期間内に取得することは困難であるため、法定された短期間で買付けを行うことができ、かつ対象者の株主の皆様にとっても公平な手続である公開買付けの手続によることが妥当であると公開買付者は判断いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けをもって取得する対象者株式について、第三者への売却は予定しておらず、長期的に所有する方針です。

この他、本公開買付けの資金は全て公開買付者の手元資金で賄う予定です。具体的には、公開買付者は、富洋海運から2024年10月7日付で金800,000千円を借り入れたことにより調達した資金をもって、本公開買付けの買付け等に要する資金に充当することを予定しております。最後に、上記の通り、本書提出日現在、対象者から本公開買付けに賛同する旨の意見表明は受けていないものの、公開買付者としては、本公開買付けは経済産業省が2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」を遵守した真摯な提案に該当するものであると考えており、対象者の企業価値向上に資するのみならず、その株主の皆様及び取引先の皆様にとって魅力的なご提案であると考えておりますので、対象者の経営陣においても本公開買付けの意義を十分ご理解いただき、対象者が本公開買付けについて賛同決議を行うことを期待するとともに、事業法人株主様等含め多くの株主の皆様にご賛同・応募いただけるものと確信しております。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(i) 公開買付者の概要

公開買付者は、対象者株式の保有及び管理等を目的とし、富洋海運の完全子会社として2024年9月25日に設立された会社であり、公開買付者の完全親会社である富洋海運は、1974年に大阪府大阪市にて外航海運を主たる業務として設立された事業会社です。富洋海運及び公開買付者の他、富洋海運の役員の親族が100%を出資するシンガポールに拠点を置く8社の企業群(本書提出日時点。以下、これらの企業を総称して「公開買付者グループ」といいます。)と併せて、2024年1月期の売上高は累計で約125億円(日本円ベース。2024年1月31日時点の三井住友銀行株式会社公表仲値：1米ドル=147.52円で換算しております。)を計上しております。また、2024年10月時点で公開買付者グループは、12隻の船舶を保有しております。なお、保有船舶のうち10隻はタンカーであり、日本船主では数少ない、タンカーの船舶管理を得意とする船主です。この他、穀物や肥料などの貨物を包装せず積載する2隻のばら積み船を保有しており、船隊における保有船種をマーケット状況に応じて常にリバランスしながら、様々な船型の運営管理を行っております。

富洋海運は、Customer's satisfaction(顧客満足)をスローガンとして船舶の安全運航を行っており、取引先は日本の海運会社にとどまらず、海外の海運会社や石油会社に及び、国際的にビジネスを展開しております。実際に、公開買付者グループの顧客はシンガポール、香港、英国、ドイツ、デンマーク等といった多国籍に亘り、取引先が世界中で分散されておりますが、更に世界各国の事業領域、荷積みする商材、荷積み量に対応できるサイズの船を複数保有することで、マーケットリスクや地政学リスクといった様々なリスクにも対処しうる経営管理体制を構築していると考えております。

公開買付者グループは一族経営の企業であり、迅速な意思決定を武器にしております。一方で、一族支配の単一的な組織文化となることを避けるべく、日本人に限らず、インド人、韓国人といった多国籍の従業員による、国際色が豊かで多様性のある組織運営を行っていると考えております。経歴も多岐に渡り、乗船経験を持つメンバー、日系及び外資系海運会社や銀行での管理職経験を持つメンバーにより、輸送業務における知見にとどまらず、企業経営に関する知見や幅広い人的ネットワークを有していると考えております。これにより、国内外のステークホルダーとともにビジネスの拡張を進められる体制を備えていると考えております。

公開買付者グループの事業セグメントは主に以下の通りです。

a) 外航海運業務

外航海運業務では、自社で船舶を保有し、石油会社や資源会社などの荷主企業に貸し出しを行っております。設立当初は日本企業との取引が中心であったものの、約50年の社歴の中で海外取引を徐々に増やし、現在では外国企業との取引が売上の8割以上を占めております。また、グローバルに配船を行っており、世界経済の成長とともに、ビジネスの拡張が見込める事業領域での活動を続けております。顧客との用船契約は1航海ごとの契約から10年を超える長期契約まで多岐に渡り、変動が激しい海運市況の中でもリスクを分散する運用をしております。

また、日本国内だけではなく、国外の様々な大手海運会社と取引を行っており、世界市場の動向に合わせて、取引先の開拓と確保を行っていくことを強みとしております。更に、地球温暖化対策としての船舶燃料の脱炭素化の流れの中で、業界の動向をいち早く掴むべく、海外の利害関係者を含めて常に情報収集を行っております。

b) 船舶管理業務

船舶管理業務では、船舶の安全運航に関連する業務を行っております。具体的には、船体及び機器のメンテナンス、船員の配乗、船舶運航に必要な証書の取得と維持、船舶運航にまつわる国際条約や各種規則の理解と遵守の徹底などを行っております。

船舶管理は外部企業に委託する船主が多いと公開買付者グループは考えているところ、富洋海運は基本的にこれを内製化し、自社での管理を行っております。通常、タンカーの運航ではOCIMF(石油会社国際海事評議会)による検船制度であるSIRE (Ship Inspection Report)への合格、ばら積み船の運航ではRightShip社(注1)による検船での一定水準以上の点数確保がそれぞれ求められ、その他にも用船者ごとに要求される期待水準を上回る必要があります。SIRE検船プログラムでは、約1,000に渡る想定項目の中から抽出された検査が船上で1日かけて行われ、その結果次第では、一部の石油会社から寄港を拒否される事態となります。公開買付者グループはこの要件をクリアし続ける組織体制を備えております。このように、公開買付者グループは船舶管理に係る運営ノウハウを蓄積することで、品質の維持だけでなくコストの管理も自助努力により実現しております。

(注1) Right Ship社は、鉱業事業を営むBHP Group社とRio Tinto社の共同出資により設立された船舶の安全性と環境パフォーマンスを評価するためのリスク管理サービスを提供する事業会社です。

c) 事業投資

公開買付者グループはスタートアップ企業をはじめとした事業会社への事業投資を行っております。

現在海運業界は、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ化に向け、業界を挙げて脱炭素の課題に取り組んでおります。長年にわたり海運事業を行ってきた公開買付者グループも、この業界の当事者として、温室効果ガスの排出削減に繋がる技術を有する米国やシンガポールのパートナー企業4社に対して投資を行っております。

いずれも純投資を目的とした投資ではなく、投資先との間で協力して価値の創造を目指すものであり、公開買付者グループが有する広範なネットワークを通じて顧客や船級協会、保険会社等の関係者を巻き込み、公開買付者グループとパートナー企業双方の事業の成功に向けた伴走を行っております。公開買付者グループは、船主という立場では、用船者の意向を汲みながら気候変動に向けた対策を練る必要があるものの、かかる経営判断を用船者に依拠することなく、投資家の立場からも貢献していくことを責務と捉えています。

(ii)対象者の概要

対象者が2024年6月27日に提出した第81期事業年度に係る有価証券報告書(以下「対象者第81期有価証券報告書」といいます。))によれば、対象者の概要は以下の通りです。

対象者は、1942年12月に兵庫機帆船運送株式会社として設立され、兵庫県下の全内航海運業者218店及び船主を集約統合して内航海運業を開始したとのことです。対象者の発行する株式については、1964年10月に大阪証券取引所市場第二部に上場した後、2013年7月に株式会社大阪証券取引所と東京証券取引所の市場が統合されたことに伴い、東京証券取引所市場第二部に上場となり、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所市場第二部からスタンダード市場へ移行しているとのことです。本書提出日現在、対象者は、対象者の他、対象者事業に密接に関わる関連会社2社(株式会社吉美及び七洋船舶管理株式会社)からなる企業グループ(以下「対象者グループ」といいます。))により構成されており、内航海運、港湾運送、倉庫、外航海運等の事業活動を行っているとのことです。また、神戸市に本社を構え、神戸港・姫路港・大阪港をベースに、内航・外航の海上輸送、倉庫、通関・国際輸送の各物流サービスを提供しているとのことです。対象者は、「総合物流業者としてその業務を通じて社会に貢献する」という経営理念のもと顧客のニーズを先取りし、生産と消費をつなぐ物流のエキスパートを目指しているとのことです。そのニーズに具体的に応える高度な情報力と革新的でスピーディーな経営を行うとともに社会や環境との共存を図り、株主、顧客、社員の信頼と期待に添えていくとのことです。

また、対象者は、従来からの事業である「内航・外航海運」と「港運・倉庫」の強化と育成を以て、業容拡大を目指しているとのことです。

内航海運を中心とする国内物流にあっては、鉄鋼メーカーが生産する鋼材の海陸一貫輸送の取扱いを主力としているとのことです。この事業の業容拡大にはベース貨物となる鋼材輸送において、安全で安定した配船サービスの提供が最大の輸送責任と認識しているとのことです。そのためにも老朽船のリプレイスによる高品質輸送の継続的な提供を考えているとのことです。また、備船船主との良好な関係の構築は不可欠であり、船主の経営強化を目指して新たな体制(共同管理)に着手し、対象者と船主によって設立した七洋船舶管理株式会社がその任にあたっているとのことです。これにより、対象者の経営基調である「共存共栄」の精神の下、船腹の維持増強と市況変動に耐えうる強固な収益体制の向上に努めていくとのことです。

外航海運にあっては、スピーディーでフットワークの良い運航が対象者の強みと認識しているとのことです。近年一定の成果をあげてきたロシア航路については、主力貨物の輸出停止により中長期的に再開が困難であると判断し、当航路に投入していた自社船を売却し、船舶維持管理コストの改善を図ったとのことです。今後は代替航路による新たな収益基盤の構築に注力していくとのことです。また、インフラ整備等のプロジェクト輸送も収益基盤となっており、引き続き案件発掘に注力していくとのことです。更に、東南アジアに絞った長期安定輸送貨物の獲得も目指しているとのことです。

国内の港運事業にあっては、AEO制度による認定業者として、輸出入貨物のリードタイムの短縮・コストの削減に努め、コンプライアンス重視の高品質な通関業務を顧客に提供し、危険品や他法令規制対象貨物など高付加価値貨物の取扱いの増強を図り、新たな顧客開発による収益力の向上を目指すとのことです。特に、国際複合輸送の分野にあっては、従来からの中国、台湾、韓国地域を中心に、最近ではタイ、ベトナム、インドネシア方面へとその取扱い商圏を広げつつあるようですが、これら業容拡大に欠かせない存在である海外物流パートナーへの訪問を積極的に行い、関係強化を推進することにより、相互に請負貨物の取扱量を拡大していくとのことです。

倉庫事業にあっては、港運事業との一体性を発揮し、きめ細かいサービスを顧客に提供することで自社倉庫のさらなる優位性の発揮を目指しているとのことです。近年は付加価値の高い危険物の取扱いに注力しており、姫路地区と神戸地区に建設した危険物倉庫が新たな収益基盤となっているとのことです。しかし、その収益性の高さから取扱いの競争も激化していることから、総合物流業者としての強みを生かし他部門連携の営業活動の強化に注力し、さらなる収益拡大を目指していくとのことです。また、危険物取扱者の人材育成等安全面にも配慮し、長期安定貨物のさらなる確保に努めていくとのことです。

(iii)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

2023年7月上旬、公開買付者グループは日本国内で相互に企業価値を高め合える長期的なパートナーを探しておりました。そこで、事業の親和性が高いと考えられる、物流会社に着目して候補企業を探す中で、2023年9月上旬、富洋海運が本社を置く大阪市から地理的に近い、神戸市を本社とする上場企業である対象者のホームページ上の公開情報を確認しました。対象者が荷主の企業系列ではない独立系海運会社であるとともに、内航事業、外航事業、港湾事業、倉庫事業という4つの総合的な物流サービスをバランスよく運営している点が、1つの事業に特化した物流会社と比べて強みを持っていると考えました。兵庫県及び大阪府の港に近い場所で合計4か所の物流拠点を有している点にも着目し、海外輸送等の外航領域に強い公開買付者グループとの間で長期的な事業シナジーを描けるのではないかと考えるに至りました。その後、富洋海運は、当該事業シナジーに係る事業提携案の具体的検討に先立ち、対象者のホームページ上で確認できる資料を分析し、対象者の事業について理解を深めて参りました。

富洋海運は、対象者が展開する事業の状況について、大要以下の通りの認識を得るとともに評価を行いました。

a) 内航事業について

- ・ 内航事業においては、関西地域での顧客網が主であると考えられるところ、姫路港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港の3港での内貿貨物の取扱量は過去10年で約12%減少しているとの調査結果があります(出所：兵庫県「兵庫県港湾調査(港湾統計年報(令和4年))」)。このように、当該地域全体の貨物取扱量が縮小する中、当該売上を維持或いは増加させるためには、荷主との長期的な関係性が重要となります。他方で、内航事業は、業界の取引慣行上取引価格が硬直的であるという側面があると考えており、国土交通省の資料においても、運賃は近年の物価上昇に対して減少気味と言われております(出所：国土交通省「内航貨物関係(輸送量・経営状況)データ」令和6年2月)。競合他社が多く存在する当業界において、近年の物価上昇によるコスト増加分を単純に取引価格に反映させることは容易ではないと考えております。そのため、対象者が今後も単独で現在のビジネスモデルを展開する限りは、物価上昇を上回るだけの値上げ交渉を実現しない限り、事業の収益性が低下するのではないかと考えております。今後も燃料油価格や新造船価格の高止まり等対象者のコントロールが及ばない様々なコスト上昇要因があると考えており、事業モデルの見直しと新たなパートナーの存在が不可欠だと考えております。
- ・ 対象者のホームページによれば、対象者の運航船舶は499総トン型が主流であると認識しておりますが、500総トン未満の内航船舶は小型船の部類に該当するとされています(出所：松尾俊彦(2016)「小型内航船の課題と内航海運業界の構造問題」海事交通研究 No.65)。小型船ほどコストの規模の経済効果が働きづらく固定費比率を引下げることが困難であり、また、船員の方の平均年齢も船舶のサイズが小さくなるに連れて高くなる傾向があるという調査結果があります(出所：全国内航タンカー海運組合「令和5年度・内航タンカー船員実態調査報告書」)。そのため、仮に対象者が年功序列型或いはこれに類似する賃金体系を採用している場合、人件費に係るコストも高止まりします。その結果、現状の小型船隊での運航を今後も主要事業として位置付ける限りは、事業の収益性が低下してくるものと思われれます。
- ・ 対象者第81期有価証券報告書によれば、対象者は船舶について、主に取引先船主から傭船を行っているようですが、船主への貸付金の実行や金融機関への債務保証を行っているとのことであり、これは対象者の財務や資金管理上のリスク要因であると考えております(対象者第81期有価証券報告書によれば、2024年3月末時点で786百万円の債務保証額があるとのことです。)。対象者の取引先である荷主に対して安定的な船腹を供給するためには、用船を活用して一定の船隊規模を維持する必要がありますが、これを現状対象者が単独で行う場合、対象者の意思決定で売船を柔軟に決定できないことから、事業の自由度に支障が出ているものと考えております。

b) 外航事業について

- 対象者が2024年5月17日に公表した「2024年3月期決算説明資料」(以下「対象者2024年3月期決算説明資料」といいます。)によれば、対象者は外航事業の強化を謳っているものの、セグメント別売上構成の中での外航事業の比率は約8.8%に留まっており、事業拡大に繋がるようなビジネスの確保には至っていないと拝察いたします。外航事業では市場の需要に応じて、必要な時期に必要なサイズの船舶を常に用船できる運営体制を維持することが肝要であると考えます。しかしながら、対象者が2024年2月13日に公表した「連結子会社の解散に関するお知らせ」によれば、対象者の当時唯一の海外連結子会社であったパナマ法人であるK.S.LINES S.A.が所有する船舶を売却し、当該法人の解散を行ったとのことであり、現状外航事業での船舶は主に外部から調達していると考えられることから、当該事業の収益機会を逸しているものと考えております。2020年に端を発したコロナ禍では、港湾での荷捌きの滞留による滞船の深刻化により、船腹供給が逼迫し外航海運市況は活況となったにもかかわらず、実際に対象者の公表資料によれば、当該セグメントでの売上高は低迷しており、2020年3月期の当該セグメントの売上高が年間約17億円であるのに対して、2024年3月期では約13億円に留まっております。
- 対象者が2023年11月14日に公表した、「2024年3月期 第2四半期 決算説明資料」によれば、外航事業については下記を想定されているとのこと。
 - ✓ 海外パートナーとのアライアンスを活用した新たな商圏・航路の開拓
 - ✓ 国際複合輸送業における南米、欧州など新サービスルートの拡大当該事業方針の推進に際しては、運航コストを考慮すると、長距離航路では公開買付者グループが所有するような4万重量トンを超える船舶を確保することが望ましく、対象者の現状の運航船舶ではカバーできないと考えており、対象者においては今後新たに船舶を調達する必要があるものと考えております。更に、対象者2024年3月期決算説明資料によれば、引続き外航事業に関しては、中央アジアエリアでのルートの拡大や輸送ニーズに応じたオーダーメイドでの配船を掲げていることから、本書提出日時点においても依然として同様の課題があると考えております。

c) 港運事業について

- 当該事業は売上が増加傾向にはあるものの利益率は高い状況ではなく2020年3月期から2024年3月期にかけて、当該セグメントにおける売上高は増加(同約45億円から約48億円)しているにもかかわらず、当該セグメントの営業利益率は約1%から約2%までの上昇に留まっております。これを踏まえると、対象者においては、既存事業の取扱物量を増やすことが必ずしも利益の増加に繋がらないように見受けられ、長らく収益の確保に苦慮されていることと思料いたします。また、今後につきましても、いわゆる物流の2024年問題(注2)によるドライバー不足が、更なるコスト増として収益を圧迫しうる可能性があることを認識しております。
- 港運事業の一部である通関業務においては、対象者は2016年2月にAEO業者(注3)として認定されており、対象者第81期有価証券報告書によると、輸出入貨物のリードタイムの短縮・コストの削減に努め、コンプライアンス重視の高品質な通関業務を顧客に提供し、危険品や法令規制対象貨物など高付加価値貨物の取扱いの増強を図り、新たな顧客開発による収益力の向上を目指しているものと認識しております。輸入貨物においては、荷受人が負担する関税を通関事業者が通関手続時に円に立て替える慣習があり、当該ビジネスの拡張に際しては、このようなキャッシュフローへの考慮が必要であると認識しております。

(注2) 2024年4月から働き方改革関連法施行により時間外労働の上限(休日を除く年960時間)規制等が適用され、トラック事業については、労働時間が制限されることで、①1日に運ぶことができる荷物の量が削減、②トラック事業者の売上げ・利益の減少、③ドライバーの収入の減少、④収入の減少による担い手不足などが懸念されております。(出所：国土交通省東北運輸局ホームページ)

(注3) AEOとはAuthorized Economic Operatorの略です。貨物のセキュリティ管理と法令遵守(コンプライアンス)の体制が整備された事業者に対し、税関が承認・認定し、税関手続の緩和・簡素化策を提供されるものです。(出所：税関ホームページ)

d) 倉庫事業について

- ・ 内航海運では鋼材の取扱いが主であるところ、対象者第81期有価証券報告書では、対象者の他の事業セグメントとは異なり鉄鋼品以外の取扱い品目の記載があり(注4)、外航事業、内航事業とは異なり、倉庫事業においては多品種の取扱いを行っているものと拝察しております。この他、2022年10月に兵庫埠頭物流センターで危険品倉庫が増設されたことを踏まえると、倉庫事業については対象者が特に注力されている事業領域と理解しております。
- ・ 対象者が展開されている4つの事業の売上内訳はそれぞれ内航事業47.3%、外航事業8.8%、港運事業32.9%、倉庫事業10.9%とのことです。倉庫事業の売上シェアは小さいため、当事業で新たな商圏の確保していくことは、事業リスクの分散に寄与するものと思料しております。

e) その他

- ・ 対象者第81期有価証券報告書によれば、2024年3月期において売上高の37%を取引先2社が占める状況であり、当該顧客との取引の依存度が高いことも経営上のリスクであると認識しております。

(注4) 以下は、対象者第81期有価証券報告書より公開買付者が作成した対象者の2024年3月期の取扱い貨物量となります。

輸送品目別	数量 (千トン)	売上高 (百万円)
鉄鋼	1,921	7,477
飼料	97	179
農水産品	231	590
油糧	90	164
鉱石類	22	85
機械類	123	1,266
紙・パルプ	11	17
自動車関連	53	159
石膏	168	217
その他貨物	907	4,477
合計	3,625	14,636

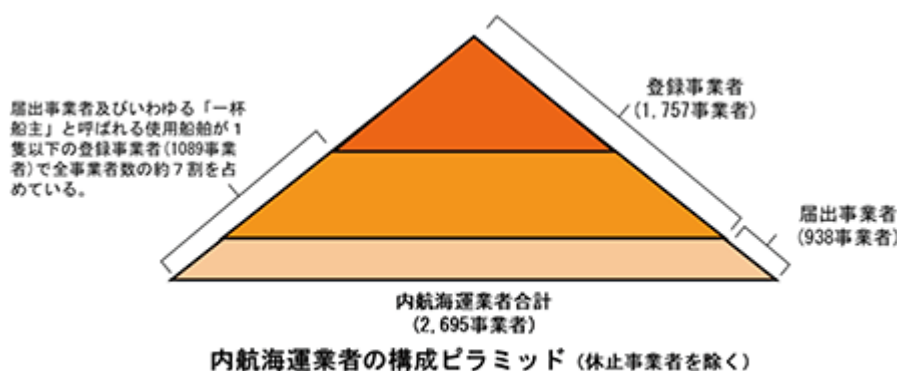
富洋海運は、上述した対象者事業への理解を経て、2023年10月中旬頃、対象者との業務提携に際しては、対象者の株式を可能な限り多く所有する株主の立場となり、対象者への発言力を高めることで、より実現可能性が高まると考えたことから、対象者より第三者割当増資を受けることによる出資及び公開買付けの手法による対象者株式の買付けの検討を開始することを決定いたしました。そこで、富洋海運は、2023年11月22日付で、富洋海運及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして三田証券株式会社(以下「三田証券」といいます。)を選任し、2023年11月下旬、富洋海運の執行役員1名、委託社員1名及び公開買付者グループのグループ法人役員1名の計3名を構成メンバーとして対象者株式の取得及び業務提携に関する検討体制を構築するとともに、同日以降具体的な検討を開始いたしました(なお、三田証券は、公開買付者グループ及び対象者の関連当事者には該当していません。)

富洋海運は、その後対象者との業務提携の可能性について、対象者がホームページに開示する資料を確認しながら検討を行い、2024年3月下旬、大要以下の通りの協議ができるものと考えに至りました。

a) 内航事業における協業

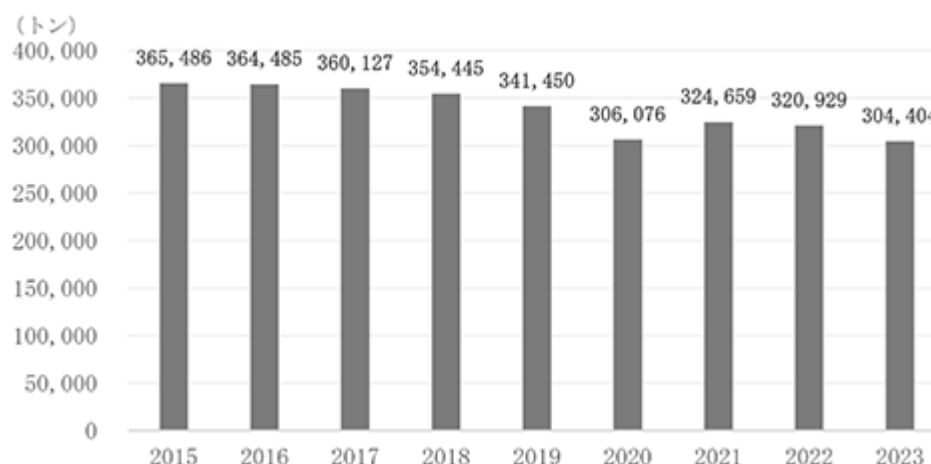
- 日本の内航海運では長らく後継者問題が懸念されておりますが、国土交通省海事局「海事レポート2024」によると、「一杯船主」と呼ばれる1隻のみ保有している事業者が約7割を占めるとの調査結果があります(注5)。このような後継者不在により一杯船主が廃業する際、当該船主が所有している船舶は、一般的にはこれを用船して運航する事業者或いは他の船主へ売却されることとなりますが、これは船舶を確保する貴重な機会であると考えております。船舶は取扱い貨物により船形や規模が異なっているところ、対象者は鉄鋼品を中心とした船舶の運用が大半を占めていることから、対象者の自助努力ではかかる機会は限られてしまいます。そこで、対象者は様々な貨物を取り扱う公開買付者グループと連携することで、多くの船舶を確保する体制を構築できると考えております。
- また、船舶という単なる資産取得の枠組みに留まらず、今後はM&Aによる事業売却自体の受け皿となることもビジネス機会であると考えております。国土交通省が安定的輸送の確保と生産性向上を標榜する中、対象者の内航海運業界における地位は非常に重要なものと捉えております。内航海運による貨物輸送量は減少の傾向にあること(注6)や船員の高齢化の問題等により、内航船主の事業の廃業・譲渡や事業再編が今後も業界全体として進む局面にあると考えますが、対象者と公開買付者グループが連携してM&Aによる事業の受け皿となることは更なるビジネス機会にもなりうると捉えております。対象者においては、新たな船舶の確保に必要な購入資金の調達額が抑えられる他、造船所の建造スロット、貨物輸送の顧客、船員の確保といったリソースも同時に確保できる利点があると考えており、公開買付者グループとの連携により当該M&Aを推進していくことで対象者の事業拡大が期待されます。
- 特に船員の確保に関しては、昨今の有効求人倍率の高さ(注7)からうかがわれる応募者不足はもとより、各船舶の総トン数や、航行区域、及び機関出力等により求められる等級が異なっていることから、請負う取扱い品目や規模、エリアに対応できる船員をいかに揃えるかというのが、業界が抱える経営課題です。公開買付者グループでは、遠隔地への外航船への配乗を行う経験値を積むことができますが、これは船員のモチベーションを高めることも可能とし、対象者の自助努力だけではなく、公開買付者グループと連携して船員の人材育成を行うことも、経営戦略上求められているものと考えております。

(注5) 国土交通省海事局「海事レポート2024」によれば内航海運事業者数の構成ピラミッドは以下の通りとなっており、「一杯船主」は全体の約7割を占めているとのことです。なお、日本内航海運組合総連合会のホームページによれば、登録事業者とは、総トン数が100トン以上又は長さ30m以上の船舶による内航運送をする事業又は内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む者を言い、届出事業者とは、総トン数が100トン未満かつ長さ30m未満の船舶による内航運送をする事業又は内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む者をいうとのことです。



資料) 国土交通省海事局作成 (2024年4月1日現在)

(注6) 以下は国土交通省「内航船舶輸送統計年報(令和5年度分)」により、公開買付者が作成した内航船舶による貨物輸送量の推移です。



(注7) 国土交通省海事局「船員職業安定年報 令和5年」によれば、内航船員の有効求人倍率は上昇を続けており、2023年の当該倍率は3.95倍を記録しているとのことです。

b) 外航事業について

- ・ 長年に及び内航事業を展開している対象者の企業努力に重ねて、公開買付者グループの外航事業での顧客網との連携により、シナジー効果をもって収益の裾野を広げていくことができると考えております。例えば、オペレーターたる海運会社は対象者の競合という位置づけかと思われますが、公開買付者グループは多くのオペレーターと良好な関係を築いております。公開買付者グループと対象者が共同でサービスを展開する場合には、公開買付者グループの業界ネットワークを通じて顧客となりうる海運会社に提案を行うことができ、協力的な関係を構築できると考えております。対象者が兵庫県下の全内航海運業者及び船主を集約して設立された経緯からも、多くの関係者を巻き込んだビジネスの推進は、対象者の理解を得られるものではないかと推察しております。
- ・ 外航事業を主業とし、業界環境やマーケットを十分に理解している公開買付者グループとしては、当該事業は経営ノウハウや経営資源の提供が速やかに実現できる事業領域であると考えております。公開買付者グループが保有する航船は4万重量トンのタンカーや6万から8万重量トン規模のばら積み船が主であり、欧米エリアを中心とした運航に相対的に強みがある一方で、対象者のホームページ(ホームページに掲載されている2023年6月8日付の株式会社フィスコの企業調査レポートを含みます。)によれば、対象者グループは主に小型船でアジアの日本近海を中心とした運航に事業エリアが限られ、取引契約は定期便ではなくプロジェクト貨物が中心であると理解しております。プロジェクト貨物は、定期船と異なり安定的な収益を確保することが難しいと考えておりますが、公開買付者グループの運航ノウハウや経営資源を活用することで、プロジェクト貨物事業の収益性を高めていくことができると考えております。具体的には、各航海での十分な貨物量の確保や荷下ろし後に再度荷積み港に向かう空荷の際の航行距離や日数の縮小化等の実現ができると考えております。
- ・ 公開買付者グループは、制裁地域や一部の危険区域などの一般的に回避されている海域を除けば全世界で配船を行っており顧客網も世界各国に及びます。対象者のホームページに記載されている通り、対象者が事業方針として掲げている海外パートナーとのアライアンスや新サービスルートの拡大に際しては、公開買付者グループの海外顧客ネットワークが活用できると考えております。他方で、公開買付者グループが有する遠洋航路の荷主は近海航路エリアにも商圏を持つことが多いことから、これらの顧客を対象者に送客することで、売上向上効果があると考えております。

c) 港運事業及び倉庫事業の協業について

- ・ 後述の通り、富洋海運は対象者とこれまで複数回の面談を行っております。機密情報であるため本書への記載を控えますが、その際に対象者にお伝えした新たなビジネス機会を確保することで、既存のプライシングの慣習に縛られずに利益を確保し、当該事業の収益性を上げていけるよう協業を進めていきたいと考えております。対象者の港運事業の貨物取扱量を増やし、その結果、対象者の売上高及び利益率向上に寄与できるものと考えております。
- ・ 公開買付者グループとの協業を通じて一貫輸送契約を獲得することにより、外航船舶が着棧した後の物流について、対象者が倉庫での保管、内航輸送・内陸輸送といった一貫通貫でのサービスを提供することが可能となります。対象者の既存の商材以外での取扱物量を増加させることで、固定費比率を低下させ収益性を高めることができると考えております。

d) 新規事業における協業

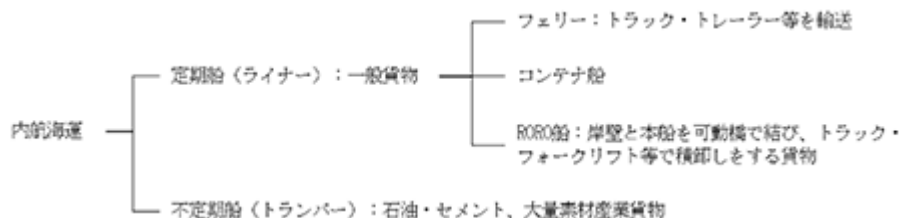
- ・ 2015年のパリ協定を契機に、日本政府は2020年10月に2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。近年の脱炭素化の潮流において、海運業界では代替燃料を搭載するための船舶の燃料タンクの仕様変更や、より高品質の燃料の調達が必要となることから、これを新たな貨物輸送の機会として捉えております。新たな燃料や貨物の輸送需要への対応には、貨物の特性に対応するための研究と開発が必要ですが、公開買付者グループは脱炭素領域でのスタートアップ企業への戦略的投資を行っており、当該分野に対する知見を高めているところです。
- ・ 脱炭素化の分野については、富洋海運と同様に運輸業界に携わる対象者においても理解が深い領域であると推察されます。対象者が強みとする海陸の一貫輸送や倉庫事業におけるISOタンクコンテナや危険品取扱い等多様な貨物へのノウハウ、並びに公開買付者グループが有する海運事業に係るノウハウや大型船舶等の経営資源及び上述した脱炭素領域での知見を融合することで、脱炭素化により生じ得る新たなビジネスについて、対象者と協議して参りたいと考えております。
- ・ 既存の大手荷主の貨物は輸入通関から国内輸送までのフローが確立されているところ、今後需要の増加が見込まれる代替エネルギーの分野においては、新燃料を始めとした脱炭素に関わる原材料や製品の輸入が見込まれると考えております。当該分野は権益が確立されていない新たな商圏となるため、これらの貨物へのソリューションを提供し、個々の顧客の需要を掴み実績を積み上げることで、対象者の顧客層の拡大にも繋げることを目指します。

総じて、対象者が展開する内航・港運及び倉庫事業は、公開買付者グループの収益多様化のみならず、投資先企業の事業拡大にも寄与する連携の可能性があると考えております。公開買付者グループは、投資先に対して事業拡大に繋がる連携先を紹介することをはじめとして、積極的な伴走をしております。投資先には、海外生産した製品を日本へ輸送する見込みがある企業が複数あり、これらの事業が拡大する中で対象者グループが輸送契約を確保することで、対象者の港運事業や倉庫事業とのシナジー実現を企図しております。

対象者の近海航路での経験に始まり、港湾運送・輸入通関・倉庫を介し、内航海運や内陸輸送に及ぶノウハウは、一貫通貫の物流サービスを顧客に提供できる強みになると、公開買付者グループは考えております。

このほか、上記「d)新規事業における協業」に記載の脱炭素の流れにおいて、新燃料を始めとした脱炭素に関わる原材料や製品の輸出入など、新しい荷動きが期待されます。既得権益が確立されていない新たな商圏となるため、公開買付者グループの外航貨物の輸送ノウハウに加え、対象者の持つ物流領域の強みを生かすことで、両者の顧客層の拡大に繋がるものと考えております。

(注9) 内航海運は主に、一般貨物を運ぶ定期船と、石油・銅材等の大量素材産業貨物を運ぶ不定期船に分類され、定期船は更に①フェリー(トラック・トレーラー等を運送)、②コンテナ船、③RORO船(岸壁と本船を可動橋で結び、トラック・フォークリフト等で積み卸しをする貨物)に分類されます(出所：株式会社ジェイアール貨物・リサーチセンター(2004)「日本の物流とロジスティクス」成山堂書店)。



他方で、同時期に富洋海運は対象者株式を取得する具体的スキームについても検討いたしました。富洋海運としては、上記の協業に係るアイデアについて対象者から理解を得られるものと考え、対象者の取締役会の決定により確実に対象者株式を取得できる第三者割当増資による手法が望ましいと判断し、2024年3月下旬頃、第三者割当増資による対象者株式の取得を前提とした資本業務提携の提案を行う方針を決定いたしました。

そして、富洋海運は、2024年4月17日に対象者取締役会に対し、上記「a）内航事業における協業」乃至「d）新規事業における協業」で述べた業務提携案の主な部分について記載した内容を含めた資本業務提携に関する提案書（以下「本提案書」といいます。）を提出し、対象者と本提案書に関する内容についての協議を、対象者と面談の上で行いたい旨を伝えました。なお、本提案書の内容のうち主なものは以下の通りです。

（i）第三者割当増資の概要

- ・ 新規発行株式数は293,400株とする。
- ・ 1株あたりの発行価額は本提案書提出日の前営業日の時価（2024年4月16日時点の対象者株式の終値は2,457円でした。）等を鑑み、同日時点の終値である2,457円程度を目安で考えている。但し、引続き対象者の株価の推移や対象者との協議を踏まえ検討する。
- ・ 新株の発行時期は2024年7月までとする。

（ii）資本業務提携案

- ・ 富洋海運から対象者に対して2名の取締役候補を派遣する。
- ・ 富洋海運との間で資本業務提携契約を締結すること。具体的な内容は両者協議の上決定すること。
- ・ 本提案書で述べた富洋海運と対象者との業務提携案に関連する内容を当該契約に含めること。

その後、2024年5月1日付で、対象者より当該面談の実施について応諾する旨の回答を得たことから、富洋海運は、同年5月15日付で、対象者との間で面談を実施し、本提案書の内容及び協業案について説明を行いました。かかる面談において、対象者からは、本提案書の内容について同年5月27日に開催予定の対象者取締役会で諮るとの説明を受けました。その後、対象者からの要請により、同年6月4日に富洋海運は対象者と再度面談を行いました。対象者の同年5月27日付取締役会において審議した結果、資本業務提携については全取締役一致で辞退することとなった旨の回答を、当該面談時に書面（以下「本回答書」といいます。）により得ました。また、同年6月4日の当該面談において、公開買付者グループと対象者間の協業に係る検討自体は継続したい旨の意向を併せて確認しました。しかしながら、富洋海運としては、富洋海運が提示した対象者の企業価値向上に係る協議案について何らの評価も示されることなく、本回答書では提案を拒絶されている状況であり、その後同年7月29日に実施した富洋海運と対象者の代表取締役との面談においても、業務提携の案を具体的に進める時期について明確に示されなかったことを踏まえ、今後仮に対象者との協議を継続した場合においても、対象者内部において真摯にかつ迅速に業務提携の検討が進まない可能性が高いものと考えるとともに、対象者との交渉過程や富洋海運が提供する情報について、対象者株主に対しても開示がなされ、透明性を確保した方が対象者取締役会に真摯にご検討いただけると考えるに至りました。そして、2024年8月下旬、対象者との資本業務提携を実現するためには、まずは公開買付けの手法により可及的速やかに対象者株式を取得し、公開買付者グループが対象者の株式を可能な限り多く所有する株主の立場となった上で対象者への発言権を強化してから、再度資本業務提携に係る交渉に望むことが、対象者及び公開買付者グループの企業価値向上に向けた最善の方策であると考えました。また、2024年9月上旬、富洋海運は、同社は取締役が4名いる会社であり、会社法上、その業務執行の決定には取締役の過半数による決定が必要となること、富洋海運の代表取締役社長でもある久保大介氏のみを公開買付者の取締役とすることで、本公開買付け成立後に対象者の議決権行使について迅速かつ機動的な意思決定を行うことを可能とする観点から、対象者株式を保有する目的の法人を設立した上で、本公開買付けの主体とすることが最善であると判断しました。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、上記の通りの目的をもって本公開買付けを実施することから、買付予定数の下限は設定しないことといたしました。一方で、買付予定数の上限については、対象者との資本業務提携のための発言力を強化していくためには、可能な限り対象者株式を所有することが望ましいと考える一方で、本書提出日時点では、対象者の経営の独立性を維持する観点から、対象者を公開買付者及び富洋海運の持分法適用関連会社とすることまでは企図していないことから、議決権比率に換算して、公開買付者及び富洋海運の所有割合を併せて20%を下回る株式の取得に留めることが望ましいと考えました。具体的には、対象者決算短信に記載された2024年6月30日現在の発行済株式総数(1,224,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(33,849株)から自己株式処分リリースに記載の2024年7月19日付で処分された自己株式数(6,800株)を控除した自己株式数(27,049株)を控除した株式数(1,196,951株)に係る議決権の数(11,969個)に19.00%を乗じた数(2,274個、小数点以下切下げ)から、本書提出日現在、公開買付者及び富洋海運が所有する対象者株式(14,100株)に係る議決権の数(141個)を控除した議決権の数(2,133個)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた数である213,300株(所有割合：17.82%)を買付予定数の上限に設定しました。

また、公開買付価格については、対象者株式を所有しているできるだけ多くの一般株主の皆様が対象者株式を売却できる機会を十分に得られるよう、富洋海運以外の対象者株主における対象者株式の取得価格(取得簿価)より高い価格に設定することが望ましいと判断するとともに、対象者株式の株価の分析に係る対象期間に関しては、他社株公開買付けにおいて、公開買付価格の決定の検討に際して長期間の対象者株価が参照・考慮されている他社事例43件(具体的には、2021年11月1日以降の他社株公開買付けの事例のうち、公開買付価格の決定の検討に際し、6ヶ月間超の期間が参照・考慮された全ての事例を抽出しております。)を調査した結果、43件のうち34件において6ヶ月超・10年以内の期間を遡った期間が対象期間とされていたことを踏まえ、少なくとも当該10年間という期間よりも長期間遡った期間を対象者株式の取得価格(取得簿価)の調査に係る対象期間とすることで、可能な限り多くの株主の皆様に対して取得簿価を超える価格での売却機会を提供することが適切であると判断し、実際に後述するリーマンショック発生日(2008年9月16日)から2024年9月12日までの対象者株式の市場での売買株式数は累計で14,679,800株となっており、これは対象者の2024年6月30日現在の発行済株式総数(1,224,000株)の約12倍に相当する売買数量であることも踏まえると、多くの株主に当該売却機会を提供できると考えたことから、2024年9月13日に、対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を、同日時点でいわゆるリーマンショック発生日(2008年9月16日)以降における対象者株式の終値の最高値(2024年9月12日の対象者株式の終値2,701円)よりも高い価格に設定する方針とすることを決定いたしました。このような方針とした理由としては、これにより、少なくともリーマンショック発生日(2008年9月16日)以降に対象者株式を市場で取得した対象者の株主の皆様におかれましては、本公開買付けにより、取得価格(取得簿価)以上で対象者株式を売却する機会を得られることになると考えたためです。その後、リーマンショック発生日(2008年9月16日)以降における対象者株式の終値の最高値が、2024年9月19日付けで2,752円に、また、同年10月17日付けで2,770円に、それぞれ更新されたことも踏まえ、公開買付者は、本公開買付けにより多くの対象者株主の皆様に応募いただくことが可能な水準を検討した結果、同年10月17日付で、本公開買付価格を3,250円とすることを決定いたしました。本公開買付価格(3,250円)は、本公開買付けの決定日(2024年10月17日)の前営業日である2024年10月16日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,700円に対して20.37%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。)、同日までの1ヶ月間(2024年9月17日から2024年10月16日まで)の終値単純平均値2,682円に対して21.18%、同日までの3ヶ月間(2024年7月17日から2024年10月16日まで)の終値単純平均値2,493円に対して30.37%、同日までの6ヶ月間(2024年4月17日から2024年10月16日まで)の終値単純平均値2,446円に対して32.87%のプレミアムを加えた価格となります。なお、過去に行われた発行者以外の者による上場維持を前提とした公開買付けの事例において付与されたプレミアム分析については、各事例の当時の市場株価や各公開買付者において十分な応募が得られると考える水準によって大きく異なると考えたことから、本公開買付価格の検討上考慮しておりません。また、公開買付者は、上述の検証を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

② 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本書提出日現在、本公開買付け後以下の2点について対象者にて可及的速やかに提案をさせていただく予定です。なお、具体的内容については、対象者と誠実に協議を行っていく予定です。

(i) 取締役の派遣

上記「(iii)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載した対象者との業務提携を早期に実現すべく、対象者に対して富洋海運から2名の取締役を派遣することについて再提案することを想定しております。なお、現時点の取締役候補2名は、いずれも国内外の大手海運会社での勤務経験を持ち、営業、船舶の運航管理、経営管理、財務、法務面などの経営において求められる幅広い専門知識を有しております。対象者取締役会への参加を通じて対象者のビジネスの理解を深め、着手可能な協業策を練り、優先順位を付けながら進めていきたいと考えております。

(ii) 資本業務提携契約の締結

公開買付者は対象者との間で資本業務提携の契約を結んだ上で、具体的な協議を進めていきたいと考えており、本公開買付け後これを再提案させていただきます。公開買付者グループとの間で、本件によるシナジーを最大限発揮し、対象者の企業価値を向上させることを目的として、以下のような内容を含む資本業務提携契約を締結させていただくことを希望しております。

- ・上記「(1) 公開買付けの概要」の「(iii) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「a) 内航事業における協業」乃至「d) 新規事業における協業」に記載の業務提携に関連する内容
- ・上記「(i) 取締役の派遣」等の経営体制、一貫輸送分野や脱炭素分野等での協業等を含む、資本提携に関連する内容
- ・その他、表明保証や反社会的勢力の排除等の一定の誓約事項や、同種の他社事例で規定される秘密保持義務等の一般条項

公開買付者は対象者の企業価値向上に向けて強いモチベーションを持つところ、その実現には対象者の事業領域に深い見識を持つ経営陣との協調が不可欠であり、対象者従業員の皆様も貴重な人財であるため、対象者が展開する各ビジネスへの理解を深めながら、協業を進めていきたいと考えております。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

(4) 対象者株式の追加取得の予定の有無

本公開買付け後に対象者株式を取得する予定はありません。但し、本公開買付けの決済後公開買付者による対象者株式の所有株式数が本公開買付けの買付予定数の上限である213,300株(所有割合：17.82%)に満たなかった場合においては、公開買付者及び富洋海運の所有割合を合わせて20%を下回る範囲で可能な限り多く所有する株主の立場となることにより、対象者との早期の資本業務提携に向けた発言力を強化するという本公開買付けの目的の達成に向けて、公開買付者は当該上限に満たなかった範囲で対象者株式を追加取得することを予定しております。なお、追加取得する場合の方法について本書提出日時点で決定している事項はありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であり、本公開買付け後に公開買付者及び富洋海運が所有することとなる対象者株式の数は、最大で227,400株(所有割合：19.00%)にとどまる予定です。したがって、本公開買付け成立後も、対象者株式は、引き続き東京証券取引所スタンダード市場における上場が維持される予定です。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2024年10月18日(金曜日)から2024年11月29日(金曜日)まで(30営業日)
公告日	2024年10月18日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金3,250円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	公開買付価格については、対象者株式を所有している一般株主の皆様が対象者株式を売却できる機会を十分に得られるよう、富洋海運以外の対象者株主における対象者株式の取得価格(取得簿価)より高い価格に設定することが望ましいと判断するとともに、対象者株式の株価の分析に係る対象期間に関しては、他社株公開買付けにおいて、公開買付価格の決定の検討に際して長期間の対象者株価が参照・考慮されている他社事例43件(具体的には、2021年11月1日以降の他社株公開買付けの事例のうち、公開買付価格の決定の検討に際し、6ヶ月間超の期間が参照・考慮された全ての事例を抽出しております。)を調査した結果、43件のうち34件において6ヶ月超・10年以内の期間を遡った期間が対象期間とされていたことを踏まえ、少なくとも当該10年間という期間よりも長期間遡った期間を対象者株式の取得価格(取得簿価)の調査に係る対象期間とすることで、可能な限り多くの株主の皆様に対して取得簿価を超える価格での売却機会を提供することが適切であると判断し、実際に後述するリーマンショック発生日(2008年9月16日)から2024年9月12日までの対象者株式の市場での売買株式数は累計で14,679,800株となっており、これは対象者の2024年6月30日現在の発行済株式総数(1,224,000株)の約12倍に相当する売買数量であることも踏まえると、多くの株主に当該売却機会を提供できると考えたことから、2024年9月13日に、本公開買付価格を、同日時点でいわゆるリーマンショック発生日(2008年9月16日)以降における対象者株式の終値の最高値(2024年9月12日の対象者株式の終値2,701円)よりも高い価格に設定する方針とすることを決定いたしました。このような方針とした理由としては、これにより、少なくともリーマンショック発生日(2008年9月16日)以降に対象者株式を市場で取得した株主の皆様におかれましては、本公開買付けにより、取得価格(取得簿価)以上で対象者株式を売却する機会を得られることになると考えたためです。その後、リーマンショック発生日(2008年9月16日)以降における対象者株式の終値の最高値が、2024年9月19日付けで2,752円に、また、同年10月17日付けで2,770円に、それぞれ更新されたことも踏まえ、公開買付者は、本公開買付けにより多くの対象者株主の皆様に応募いただくことが可能な水準を検討した結果、同年10月17日付で、本公開買付価格を3,250円として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

	公開買付者は、本公開買付価格である1株当たり3,250円は、リーマンショック発生日(2008年9月16日)以降における対象者株式の市場株価終値の最高値である2,770円を上回る価格であって、少なくともリーマンショック発生日以後に対象者株式を市場で取得した一般株主の多くが対象者株式を取得価格より高い価格で売却できる機会を得られることを踏まえると、対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、対象者の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での対象者株式の売却の機会を提供するものと判断しております。なお、公開買付者は、上述の検証を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得していません。 本公開買付価格(3,250円)は、本公開買付けを実施することについての決定日(2024年10月17日)の前営業日である2024年10月16日の東京証券取引所における対象者株式の終値2,700円に対して20.37%、過去1ヶ月間(2024年9月17日から2024年10月16日まで)の終値単純平均値2,682円に対して21.18%、過去3ヶ月間(2024年7月17日から2024年10月16日まで)の終値単純平均値2,493円に対して30.37%、過去6ヶ月間(2024年4月17日から2024年10月16日まで)の終値単純平均値2,446円に対して32.87%のプレミアムを加えた価格です。また、本書提出日の前営業日である2024年10月17日の東京証券取引所における対象者株式の終値2,770円に対して17.33%のプレミアムを考慮した価格となります。 なお、本公開買付価格(3,250円)は、富洋海運が2024年7月8日から2024年8月15日の間に市場内取引にて断続的に取得した対象者株式の取得単価である1株当たり2,050円から2,400円に対して850円から1,200円高い価格であり、また、富洋海運は、これに先立ち2024年3月22日を受渡日として、市場取引により対象者株式100株を1株当たり2,557円で取得しておりますが、当該取得価格(2,557円)に対して693円高い価格でした。かかる差異が生じているのは、市場内取引における取得価格は各取得時点の時点毎の市場価格で決定されている一方、本公開買付価格は上記の通りの検討を経て、本公開買付けの決定日(2024年10月17日)の前営業日である2024年10月16日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,700円に対して20.37%のプレミアムが付されていることによるものです。
算定の経緯	「上記算定の基礎」に記載の通り、公開買付者は、2024年9月13日に、本公開買付価格は、対象者株式の市場株価をもとに、少なくともリーマンショック発生日(2008年9月16日)以降に対象者株式を市場で取得した一般株主の皆様を取得価格(取得簿価)以上に設定をすることで、対象者株式の売却の機会を提供できるものと考えるにいたしました。その後、本公開買付けに対して、より多くの対象者株主の皆様に応募いただくことを勘案し、同年10月17日付で本公開買付価格を3,250円として本公開買付けを実施することを決定いたしました。 なお、公開買付者は、上述の検証を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得していません。 また、公開買付者は、本公開買付価格の決定に際して、対象者との間で協議を行っておりません。

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	213,300(株)	－(株)	213,300(株)
合計	213,300(株)	－(株)	213,300(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(213,300株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	2,133
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2024年10月18日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年10月18日現在)(個)(g)	140
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2024年3月31日現在)(個)(j)	11,712
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	17.82
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)(\%)$	19.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(213,300株)に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者第81期有価証券報告書に記載された2024年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式(但し、自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2024年6月30日現在の発行済株式総数(1,224,000株)から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(33,849株)から自己株式処分リリースに記載の2024年7月19日付で処分された自己株式数(6,800株)を控除した自己株式数(27,049株)を控除した株式数(1,196,951株)に係る議決権数(11,969個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

マネックス証券株式会社(復代理人) 東京都港区赤坂一丁目12番32号

- ※ 公開買付代理人である三田証券株式会社に口座を保有されていない応募株主の方で、日本国内に居住される個人の方は、復代理人であるマネックス証券株式会社に口座を開設してください。それ以外の方は、三田証券株式会社に口座を開設してください。

(三田証券株式会社から応募される場合)

- ① 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。))は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。応募の際には、ご印鑑をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類(注1)が必要になる場合があります。
- ② 応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。))に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者に開設された口座(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座を含みます。))に記録されている場合は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。かかる手続を行った上、公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。
- ③ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。
- ④ 公開買付代理人である三田証券株式会社に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。なお、公開買付代理人のホームページ(<https://mitasec.com>)上で本公開買付けの応募に係る専用口座(注2)の開設手続を行うことができます(詳しくは、公開買付代理人のお客ダイヤル(電話番号: 03-3666-0715)までご連絡ください。))。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります(法人の場合は法人番号を告知いただく必要があります。))。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類(注1)が必要な場合があります。
- ⑤ 上記②の応募株券等の振替手続及び上記④の口座の新規開設手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意ください。
- ⑥ 外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。))を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。
- ⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注3)の適用対象となります。
- ⑧ 公開買付代理人における応募の受付に際しては、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」を交付いたします。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・ 個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。

	個人番号(マイナンバー)確認書類	本人確認書類
A	個人番号カードの裏面(コピー)	個人番号カードの表面(コピー)
B	通知カード(コピー)	aのいずれか1種類 又はbのうち2種類
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票記載事項証明書の原本	a又はbのうち、 「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1種類

a. 顔写真付の本人確認書類

- ・ 有効期間内の原本のコピーの提出が必要
パスポート、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、住民基本台帳カード 等

b. 顔写真のない本人確認書類

- ・ 発行から6ヶ月以内の原本の提出が必要
住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑証明書
- ・ 有効期間内の原本のコピーの提出が必要
各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳 等
(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)

・ 法人の場合

下記、A及びBの書類をご提出ください。

A	法人のお客様の本人確認書類 ※右記のいずれか一つ ※発行から6ヶ月以内のもの	・ 登記簿謄本又はその抄本(原本) ・ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(原本) ・ その他官公署の発行書類
B	お取引担当者の本人確認書類	・ 個人番号カードの表面のコピー ・ 又は上記個人の場合の本人確認書類(aの中から1種類又はbの中から2種類)のコピー

・ 外国人株主等の場合

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。)(の原本証明及び本人確認済証明付の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

- ※ 住所等の訂正が記載されていない場合においても裏面のコピーを併せてご提出ください。
- ※ パスポートの場合には、2020年2月3日以前に発行されたものに限りします。
- ※ 各種健康保険証の場合には、ご住所等の記載もれ等がないかをご確認ください。
- ※ 住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。
- ※ 郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本又は写しをご用意ください。写しの場合、改めて原本の提示をお願いする場合があります。公開買付代理人より本人確認書類の記載住所に「口座開設のご案内」を転送不要郵便物として郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。なお、ご本人様の確認がとれない場合は、公開買付代理人に口座を開設することができません。

(注2) 専用口座は、本公開買付けの応募に係る対象者株式の売却のみに使用できる口座であり、通常の証券取引を行う総合口座とは異なりますのでご注意ください。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)
日本の居住者である個人株主の方につきましては、株主等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身で判断いただきますようお願い申し上げます。

(マネックス証券株式会社から応募される場合)

- ① 応募株主等は、公開買付復代理人のホームページ(<https://www.monex.co.jp>)画面から所要事項を入力することでWEB上にて公開買付期間の末日の午後3時までに応募してください。
- ② 対象者株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付復代理人に開設した応募株主等名義の証券総合取引口座(以下「応募株主等口座(公開買付復代理人)」といいます。))に、応募する予定の対象者株式が、公開買付復代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。))は、応募に先立ち、公開買付復代理人に開設した応募株主等口座(公開買付復代理人)へ応募株券等の振替手続を完了していただく必要があります。なお、特別口座から、公開買付復代理人の応募株主等口座(公開買付復代理人)に株券等の記録を振り替える手続の詳細につきましては、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。
- ③ 本公開買付において、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受け付けは行われません。
- ④ 公開買付復代理人に証券総合取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券総合取引口座を開設していただく必要があります。証券総合取引口座を開設される場合には、本人確認書類(注4)が必要となります。
- ⑤ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります(注5)。
- ⑥ 応募の受付に際し、公開買付復代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を郵送により交付します。
- ⑦ 応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注4) ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等について

公開買付復代理人であるマネックス証券株式会社において新規に証券総合取引口座を開設して応募される場合には、次のマイナンバー(個人番号)又は法人番号を確認する書類及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー(個人番号)を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。詳しくは公開買付復代理人のホームページ(<https://www.monex.co.jp>)にてご確認ください。

・ 個人の場合

マイナンバー(個人番号)を確認するための書類と本人確認書類(氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行日より6ヶ月以内のもの、また、有効期限のあるものはその期限内のもの。)が必要となります。

オンラインでの口座開設をご希望の方

マイナンバー確認書類	本人確認書類
個人番号カード(両面)	不要
通知カード	運転免許証

郵送手続での口座開設をご希望の方

マイナンバー確認書類	本人確認書類	
個人番号カード(両面)	不要	
通知カード	顔写真付き (右記のいずれか1点)	運転免許証、運転経歴証明書、住民基本台帳カード (写真付き)等
	顔写真なし (右記のいずれか2点)	住民票の写し、各種健康保険証、各種年金手帳、印鑑 登録証明書 等
マイナンバーの記載された住 民票の写し	「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の下記のいずれか1点 運転免許証、運転経歴証明書、住民基本台帳カード(写真付き)、各種健康保険 証、各種年金手帳、印鑑登録証明書 等	
マイナンバーの記載された住 民票記載事項証明書		

※ 個人口座の開設をご希望の未成年の方、外国籍の方、他国に納税義務のある方、及び法人口座の開設をご希望の方
につきましては、郵送手続での口座開設となります。また、ご提出いただく書類も上記と異なります。公開買付復
代理人のホームページ(<https://www.monex.co.jp>)にてご確認ください。
なお、公開買付期間中に新規に取引口座を開設される場合は、公開買付復代理人にお早目にご相談ください。

(注5) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)
日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が
適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士などの専門家に各自ご相談いただき、ご自身で
判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

(三田証券株式会社から応募される場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付に係る契約を解除することができます。契約の
解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に「公開買付応募申込受付票」
を添付の上、「本公開買付に係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)」を交付又は送付
してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に
到達することを条件といたします。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時
30分までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。なお、解除書面は、下記に指定
する者の本店に備え置いていますので、契約の解除をする場合は、下記に指定する者にお尋ねください。

解除書面を受領する権限を有する者

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

(マネックス証券株式会社から応募される場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付に係る契約を解除することができます。契約
の解除については、公開買付復代理人のホームページ(<https://www.monex.co.jp>)画面から所要事項を入力する方
法、又は、公開買付期間の末日の午前12時までに、公開買付復代理人のお客ダイヤル(電話番号：0120-846-365
携帯電話からは03-6737-1666)までご連絡いただき、解除手続を行ってください。

解除の申し出を受領する権限を有する者

マネックス証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番32号

(3) 【株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町3番11号
マネックス証券株式会社(復代理人)	東京都港区赤坂一丁目12番32号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	693,225,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(円)(b)	10,000,000
その他(円)(c)	2,000,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	705,225,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(213,300株)に本公開買付価格(3,250円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(円)(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	801,000
計(a)	801,000

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
海運業	株式会社富洋海運 (大阪府大阪市北区堂島 二丁目3番8号)	極度貸付契約書に基づく借 入れ 弁済期：2044年10月31日 金利：年率0.125% 担保：なし	800,000
—	—	—	—
計			800,000

(注) 株式会社富洋海運は、公開買付者の完全親会社となります。

③ 【届出日以後に借入を予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④ 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
—	—
計(d)	—

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

801,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号
マネックス証券株式会社(復代理人) 東京都港区赤坂一丁目12番32号

(2) 【決済の開始日】

2024年12月6日(金曜日)

(3) 【決済の方法】

(三田証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受け付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(マネックス証券株式会社から応募される場合)

本公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付復代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録(応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還いたします。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限(213,300株)以下の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(213,300株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元未満の株式数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株式数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株式数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株式数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株式数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた株式数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株式数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株式数の合計が買付予定数の上限を超えるとときは、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株式数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株式数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株式数に1単元未満の株式数の部分がある場合は当該1単元未満の株式数)減少させるものとします。但し、切り上げられた株式数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株式数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株式数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、(a)本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(460百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことを決定した場合、若しくは上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、又は(b)具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当を行うことを決定した場合において、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額を上回る規模の配当がなされる可能性がある場合、及び、②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(460百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことを決定した場合、又は上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合は、をいいます。

また、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) 発行済株式総数及び自己株式の数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は385円に相当します。具体的には、対象者決算短信に記載された2024年6月末時点の対象者単体決算における純資産額4,609百万円の10%(百万円未満を切り捨てて計算しています。)に相当する額である460百万円を、対象者決算短信に記載された2024年6月30日現在の対象者の発行済株式総数である1,224,000株から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(33,849株)から自己株式処分リリースに記載の2024年7月19日付で処分された自己株式数(6,800株)を控除した自己株式数(27,049株)を控除した株式数(1,196,951株)で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人又は復代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

① 【会社の沿革】

年 月	事 項
2024年 9 月	富洋海運の100%子会社として設立。

② 【会社の目的及び事業の内容】

イ. 会社の目的

公開買付者は、次の事業を営むことを目的としております。

- 1. 船舶の運航管理業務の受託
- 2. 船舶において使用する船舶用機器、同部品、船舶用塗料、医薬品、事務用品、水路図の販売及び輸出入
- 3. 船舶貸渡業
- 4. 海上運送業
- 5. 海運代理店業
- 6. 船舶の仲介及び売買
- 7. 損害保険代理業
- 8. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
- 9. 有価証券の投資、売買、保有及び管理
- 10. 前記各号に附帯する一切の事業

ロ. 事業の内容

公開買付者は、有価証券の投資、売買、保有及び管理等に取り組んでおります。

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

(2024年10月18日現在)

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
1,000,000	100

④ 【大株主】

(2024年10月18日現在)

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社富洋海運	大阪府大阪市北区堂島二丁目3番8号	100	100.00
計	—	100	100.00

⑤ 【役員の職歴及び所有株式の数】

(2024年10月18日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
代表取締役	—	久保大介	1950年 8 月12日	1980年 8 月 1986年10月 2024年 9 月	株式会社富洋海運 入社 株式会社富洋海運 代表 取締役(現任) 公開買付者 代表取締役 (兼任)	—
計						—

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2024年 9 月25日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておられません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2024年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	14,100(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	14,100	—	—
所有株券等の合計数	14,100	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2024年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	100(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	100	—	—
所有株券等の合計数	100	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(2024年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	14,000(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	14,000	—	—
所有株券等の合計数	14,000	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

(2024年10月18日現在)

氏名又は名称	株式会社富洋海運
住所又は所在地	大阪府大阪市北区堂島二丁目3番8号
職業又は事業の内容	外航海運業
連絡先	連絡者 執行役員 笹島 貴臣 連絡場所 大阪府大阪市北区堂島二丁目3番8号 電話番号 06-6341-0891
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する法人

② 【所有株券等の数】

(2024年10月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	14,000(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	14,000	—	—
所有株券等の合計数	14,000	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

- 1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】
該当事項はありません。
- 2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】
該当事項はありません。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益(当期純損失)	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
月別	2024年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高株価	2,517	2,450	2,467	2,444	2,510	2,770	2,780
最低株価	2,339	2,355	2,244	2,345	2,040	2,487	2,600

(注1) 2024年10月については、同月17日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1 単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 (単位)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第80期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

2023年6月27日 近畿財務局長に提出

事業年度 第81期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

2024年6月27日 近畿財務局長に提出

② 【半期報告書】

該当事項はありません。

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

兵機海運株式会社 本店

(神戸市中央区港島三丁目6番地1)

兵機海運株式会社 大阪支店

(大阪市住之江区南港中六丁目3番44号)

兵機海運株式会社 東京支店

(東京都中央区京橋2丁目6番14号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

該当事項はありません。